

# 平成29年度採用「秋田県高等学校等奨学金」 定期採用募集要項

公益財団法人 秋田県育英会

## 1 申込資格（対象者：全学年）

- (1) 申込時点で、保護者が秋田県内に居住していること。
- (2) 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部（専攻科を除く）、専修学校（高等課程）に在学し、経済的理由により修学が困難な生徒。
- (3) 勉学意欲があり、加えて部活動、生徒会活動等高校生活の目標に向かって頑張っている生徒。

### 【注意】

- ◆貸与中に県外へ一家転住した場合は、奨学生としての資格を失うこととなります。
- ◆高等学校定時制・通信制課程修学資金の貸与又は特別支援教育就学奨励費の給付と、本会の奨学金を同時に受けることはできません。

## 2 募集人員 320名程度

## 3 貸与月額（無利子貸与）

	自宅月額	自宅外月額
公立	18,000円	23,000円
私立	30,000円	35,000円

※自宅外月額対象者：寮及び下宿等から通学する生徒

## 4 奨学金の貸与と返還の条件

- (1) 貸与期間 平成29年4月から高等学校等の標準修学年限まで
- (2) 貸与方法 振込先：秋田銀行本・支店の奨学生本人名義の預金口座  
振込日：原則として偶数月の17日（2ヶ月分ずつ振込）

【注意】振込日が金融機関休業日にあたる場合は、前営業日が振込日となります。

## 5 提出書類

- (1) 平成29年度「秋田県高等学校等奨学金」申込書

【注意】連帯保証人は民法で定める親権者又は後見人としてください。

- (2) 平成29年4月以降発行の世帯全員が記載されている住民票（マイナンバーが記載されていないもの・続柄が省略されていないもの）

※別生計者が記載されている場合は、別生計者の氏名の横に「別生計」と記載してください。

※単身赴任等で別に暮らしているが本人と同一生計の場合は、住居を構えている先の住民票が必要です。ただし、高校生以上の学生（予備校含む）の分は不要です。

### ～～同一生計者とは～～

生計を共にする家族で、基本的には同居家族です。単身赴任や学生である等の理由で別居している場合も、生計を共にしている場合は同一生計とみなします。

- (3) 申込者の家族（同一生計者）で高校生以上の学生（予備校含む）がいる場合、在学証明書の原本（平成29年4月以降発行のもの）または学生証の写し

※申込者（本人）の分は不要

(4) 申込者の父母それぞれの（一人親の場合はその方の）平成28年分の収入（所得）金額が分かる書類。

※申込みの時点で発行が可能な「平成28年度所得証明書」は、平成27年1月～12月分の内容になりますので提出書類として認められません。ご注意ください。

※収入が無い場合でも提出は必要です。

※二カ所以上から収入を得ている方は、それぞれ該当する書類をすべて提出してください。

#### 給与所得者（含パート・アルバイト）

平成28年分源泉徴収票の写し又は収入金額のわかる書類

※ただし、平成28年1月～今現在に就職・転職等した場合は、別添「別紙1 平成28（29）年分（就職・転職・開業）に伴う収入等見込額調書」を提出して下さい。

#### その他の職業の方又は二カ所以上から収入を得ている方

平成28年分確定申告書（第一表・第二表共に必要）の写し又は平成29年度市民税・県民税申告書の写し

※ただし、平成28年1月～今現在に開業（外交員含む）した場合は、別添「別紙1 平成28（29）年分（就職・転職・開業）に伴う収入等見込額調書」を提出して下さい。

#### 年金受給者

平成28年分年金の源泉徴収票の写し

※平成28年分であれば、年金振込通知書の写し（最新のを1枚）でもかまいません。

#### 収入のない方 次のいずれか該当する方の書類を提出してください。

○平成28年1月以降、退職・解雇等により収入がなくなった場合は、退職・解雇等の日付がわかるものを提出ください。

（例）退職日が記載されている源泉徴収票の写し、雇用保険受給者証の写し、離職票の写し等。

○平成28年1月以前より今現在にかけて無職（無収入）の場合は、「平成29年度市民税・県民税の申告書の控え」等の収入のないことが確認できる書類。（収入金額が0となっているものに限りです。）

#### 【収入（所得）を証明する書類の注意事項】

- ◆平成28年分の書類は、「平成29年度」又は「平成28年分」と記載があります。「平成28年度」と記載があるものは、平成27年分の書類となりますので、お間違いのないよう注意してください。
- ◆上記以外にも書類の提出を求めることがあります。また、収入関係書類について特別な事情がある場合は、学校または本会までご相談ください。

(5) 控除に関する書類。次のいずれかに該当する方のみ提出ください。

- ①家族（同一生計者）の中に障害者手帳を有する方がいる場合は、その手帳の写し
- ②主たる家計支持者が単身赴任している場合は、その事実が分かるものと、家賃の実負担額が分かるもの（最新のもの）
- ③家族（同一生計者）の中に病気療養中の方がいる場合は、平成28年分確定申告書（第一表・第二表共に必要）の写し
- ④火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯は、り災・被災証明書と、平成28年中に支出した被害額等の分かるもの。保険等で補填された場合はその額が分かるもの

6 選考 学力と所得との総合判定

7 申込先 在学している学校

8 申込締切 平成29年 月 日（ ） \*学校の指示によってください。

9 採用結果 平成29年7月上旬ごろ \*可否は学校へ通知します。

10 募集に関するお問い合わせ 在学している学校または本会へ  
公益財団法人 秋田県育英会  
〒010-0951 秋田市山王四丁目1-2 秋田地方総合庁舎 5階  
TEL 018-860-3552 FAX 018-860-3555

## 【注意】必ずお読み下さい

### ◎返還について

返還については、それぞれ次の時期に借用証書を作成していただきます。

- 辞退等の異動が生じた場合・・・異動が生じた時点
- 高校卒業時まで貸与を受けた場合・・・卒業年の10月ごろ

貸与終了時の借用証書作成にあたり、申込時に「連帯保証人」として立てた方以外に「出願者（奨学生）」及び「連帯保証人」とは別生計の方で原則として65歳未満の方を「保証人」として立てていただきます。

また、借用証書には「連帯保証人」及び「保証人」の方は実印押印の上、印鑑登録証明書を添付していただくこととしておりますので、ご承知おきください。

(平成29年3月現在)

- 1 返還期間 貸与期間の3倍の期間内  
【注意】全額返還の義務があります。正当な理由もなく返還期間が過ぎても返還されない場合は、年利率5%の延滞利息が課せられます。
- 2 返還方法 貸与期間が終了し6ヶ月経過後、「月賦」「年賦」および「半年賦」のいずれかにより、奨学金の振り込み口座として本会へ届け出た口座と同じ口座から引き落としにて返還していただきます。

(例) 公立高校3年間（自宅月額）貸与を受けた場合  
月賦返還：6,000円 年賦返還：72,000円 半年賦返還：36,000円

私立高校3年間（自宅月額）貸与を受けた場合  
月賦返還：10,000円 年賦返還：120,000円 半年賦返還：60,000円

～ 提出書類チェック表 ～

1	申込書は各自自署・押印していますか。印鑑は別々のものを使用していますか。 ※自署でないと思われる場合や印鑑が同じ場合は書き直しを依頼します。	
2	申込書の連帯保証人は、親権者（父・母）又は後見人の方ですか。	
3	申込書の家族調書の氏名下欄、「就・転・退職（あり・なし）」のいずれかに○をしましたか。（父母のみ）	
4	申込書の家族調書の就学者について、「設置者」「就学者控除」及び「通学別」欄は選択しましたか。	
5	申込書の家族調書の所得から差し引かれる項目の太枠内について、はいかいいえに○をしましたか。	
6	申込者の家族で高校生以上の学生（予備校含む）がいる場合、在学証明書の原本又は学生証の写しはありますか。	
7	世帯全員の住民票はありますか。	
8	収入の有無にかかわらず、父母それぞれの（一人親の場合はその方の）収入関係書類はありますか。	
9	収入関係書類は、「平成28年分」又は「平成29年度」のものでしょうか。 ※「平成28年度所得証明書」は使用できません。	
10	確定申告書控えの写しを提出する方は、第一表と第二表がそろっていますか。	
11	平成28年1月以降に就職・転職・開業のあった方は、「別紙1」はありますか。 （パート・アルバイトも含みます。）	
12	「別紙1」は、異動のあった月から1年分が記載されていますか。	

～～ お願い ～～

提出書類に不備があった際、ご連絡を差し上げることがあります。書類がそろわない場合は選考の対象になりませんので、携帯電話や勤務先等、日中に連絡が取れる電話番号を申込書の連帯保証人欄「日中連絡先」に記入漏れの無いようお書きください。また、収入を証明する書類等、応募書類が複雑ですので、募集要項を熟読のうえご用意くださいますようお願いいたします。

公益財団法人 秋田県育英会

〒010-0951

秋田市山王四丁目1-2 秋田地方総合庁舎5階

TEL 018-860-3552 FAX 018-860-3555